平成２７年（フ）第２１２号
京都市右京区西院寿町７番地　ライオンズマンション西院201号
債務者　今尾　新吾
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
京都府京田辺市河原神谷66番地　20―106
債務者　園田建材こと園田久男こと　姜　　久男
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―520
債務者　柳谷　尚樹
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
京都市北区紫野大徳寺町67番地18
債務者　篠原　　風（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
京都市山科区東野狐藪町７番地８　パークテラス山科209、前住所京都市山科区大塚野溝町84番地　向陽マンション201
債務者　森　　敏彦
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目14番８号森文化、前住所兵庫県尼崎市久々知西町２丁目11番11―704号
債務者　柳　モモ江
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１７号
兵庫県西宮市森下町２番28―706号、住民票上の住所兵庫県西宮市森下町２番28―602号
債務者　中野　光義
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２１号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目４番17号Ａ－５
債務者　仲井　京子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３２号
兵庫県西宮市薬師町１番28―401号
債務者　松原　満郎
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　９―402
債務者　國樹眞知子（旧姓大原・外山）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６２号
奈良県桜井市大字桜井972番地の１
債務者　筒井奈緒美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６５号
奈良県桜井市大字東新堂221番地の３
債務者　小松原麻由
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５１号
鳥取県倉吉市宮川町２丁目133番地11　竹本ビル２Ｂ、旧住所鳥取県倉吉市鴨川町84番地の16
債務者　岩田　明雄
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第３４号
松江市上乃木１丁目２番12号、前住所松江市西津田10丁目６番29―122号　県営住宅西津田団地１号棟
債務者　前横　智憲
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４９号
愛媛県伊予郡松前町大字浜1146番地４
債務者　金子　賢司
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
愛媛県松山市小栗２丁目２番61号　富士ビル302号
債務者　久保　忠至
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
福岡県直方市大字感田2470番地１　Ｂ―102号
債務者　國上　智子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　福岡地方裁判所直方支部